

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指す皆様へ

丸山記念総合病院奨学金制度について

当院では、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指し、大学、専門学校等へ進学される皆様に
応援するため奨学金制度を設けています。

1. 支給対象者について

理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科等の学生で卒業後（理学療法士・作業療法士・言語
聴覚士の資格取得後）当病院に勤務する者に支給します。

2. 奨学金の金額について

奨学金の金額は、毎月 50,000 円となります。但し、場合により金額を変更することがあります。

3. 奨学金の貸与期間について

原則として最長 4 年です。

(1 年次貸与…4 年間 2 年次貸与…3 年間 3 年次貸与…2 年間 4 年次貸与…1 年間)

4. 奨学金の返済について

(1) 月額 50,000 円の奨学金を貸与した奨学生は、卒業後（理学療法士・作業療法士・言語聴
覚士の資格取得後）奨学金貸与期間以上勤務（産前産後の休業・育児休業・介護休業等の期間
を除く）した場合は、奨学金の返済を免除します。

(2) 卒業後（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後）奨学金貸与期間未満で退職す
る場合は、奨学金貸与期間に未達成×毎月の支給額を全部一括返済して頂きます。

(4) 在学中（卒業前）に退学または契約を破棄した場合は、その時点まで支給された奨学金の全
額を一括返済して頂きます。

5. 奨学金の支給方法について

奨学金は、原則として毎月病院から支給者本人名義の銀行口座（埼玉りそな銀行岩槻支店）に振
り込みます。

6. 奨学金の支給申請手続き方法について

(1) 随時支給申請を受け付けしています。

(2) 奨学金支給希望者から「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士奨学金申込書、貸与希望申請
書、奨学生誓約書、貸借契約証書」を当院あてに提出していただきます。

【奨学金制度利用の提出書類】

- ・ 奨学金申込書
- ・ 奨学金貸与希望申請書
- ・ 奨学金奨学生誓約書
- ・ 奨学金貸借契約証書 2 部
- ・ 履歴書
- ・ 住民票(世帯全員の記載があるもの)
- ・ 在学証明書又は合格通知書
- ・ 内申書(成績証明書及び出欠がわかるもの)
- ・ 卒業証明書
- ・ 連帯保証人 2 人の印鑑証明書各 1 通
- ・ 収入印紙代 200 円(本人及び病院が各 1 枚負担)